

木造住宅 **耐震改修** 支援事業

地震に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修を受ける方に対し、予算の範囲において耐震改修費用の一部を補助する事業です。

◇補助金を受けることができる方は、次の全てを満たしている住宅及び所有者です。

- ◆市内に所在する個人所有の住宅
- ◆昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ◆主要構造部分（壁、柱、床、屋根等）が木造である住宅。
ただし、枠組み壁工法（パネル工法等）、丸太組工法（ログハウス等）は対象外。
- ◆1戸建て、2階以下である住宅。
ただし、高床式は支援対象とするが高床部分は対象外。
- ◆併用住宅では、過半以上が居住部分である住宅。
- ◆対象住宅の所有者（申請者）が市内居住者であり、かつ、市税等の滞納がない方。
- ◆耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であると診断された住宅。
- ◆耐震改修計画の総合評点が1.0以上となる住宅。
- ◆耐震改修が建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に違反していないこと。

◇この補助制度で行う耐震改修は、魚沼市内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業者が工事施工を行います。

◇補助金の額は、耐震改修に要した費用の3分の1を乗じた額で限度額は、120万円です。

◇補助の対象は、補強にかかる部分（復旧含む）となります。リフォーム費用は、対象外です。

◇募集については、予算額に達しだい終了します。

◇改修の計画がある方はお早めにご相談ください。

ー申し込みについてー

「魚沼市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書」1部と付随する添付書類を添えて 10月末までに提出してください。

※受理兼決定通知前の事前着手（契約含む）は、無効となりますのでご注意ください。
申請書類等

- 交付申請書（様式第1号）
- 耐震改修計画書（様式第2号）
- 実績報告書（様式第8号）
- 補助金請求書（様式第10号）

※納税証明書は市で税務情報を照会できる場合は不要です。